

経営支援ニュースレター

Tokyo
Metropolitan
Consulting
Group

※※御社の経営に役立つ情報を、毎月わかりやすくまとめてお伝えします※※

<今月の主な内容>

- LLP8月1日施行される！
- お金の持ち方を見直す・本多式1／4貯金法
- オーナー企業の出口は4つだけ...

付録：カンタン解説シリーズ「中小企業の会計に関する指針案」その2
9月以降「TMCG 経営セミナーズ」のご案内

東京メトロポリタン税理士法人

TMコンサルティング(株)／(株)クイック経営

代表／税理士 北岡 修一

驚異の蓄財法「本多式1／4貯金法」とは？

こんにちは。税理士の北岡修一です。

暑い夏ですね(当たり前ですが)。四国の方でダムが干上がってしまったとか... ちょっと心配です。

それでは、今月も張り切っていきましょう！

■LLP 8月1日誕生！

LLP(Limited Liability Partnership)＝有限責任事業組合という組織形態が、8月1日から誕生しました。組合というと何となく古めかしい感じですが、パートナーシップという、ちょっといい雰囲気になってきますね。LLPという、さらに最先端の事業組織という感じがします。これはちょっと、かなり活用されてくるかも知れませんよ。是非、皆様もこのLLPの特徴を押さえて活用していただきたいと思います。

LLPは、今まで日本にはなかった、まったく新しい事業組織の形態です。何が新しいかという、その特徴は次の3つです。

- ① 有限責任
- ② 組合的自治による運営
- ③ 構成員課税

有限責任というのは、株式会社と同じように、**出資した金額だけ責任を持てばよい**、ということです。従来の協同組合などは無限責任だったのでリスクがあり、事業の範囲が限定されがちでした。でも、

LLPは有限責任になりましたから、かなりの規模の事業もLLPで行なうことが可能になってきた、ということですね。

②の組合的自治というのは、組合の運営方法が法令によって定められるのではなく、組合員の合意で決められるということです。特に、**利益配分などは、出資比率に基づかないで、自由に決めることができます**。したがって、能力や技術のある個人が、企業の出資を受けてLLPを作り、多くの分配を受けることなども可能になってきます。

そして、最後の構成員課税、これが目玉です。パススルー課税とも言われています。これは、LLPに対しては、法人税などはかからず、**各構成員(組合員)への配分損益に対して、構成員に課税されること**になります。したがって、LLPが赤字を出した場合には、その構成員の法人税や所得税の計算上、損益通算して税額が減ることになります。法人で課税されて、配当する時にまた課税される、いわゆる二重課税がなくなる、ということでもあります。

これは大きいですね。事業を開始する当初は、赤字になることが多いですから、その分を本体の税金から引くことができれば、新規事業に参入しやすくなるでしょうから。

LLPができた背景には、事業で重要なのは、モノ

(不動産や機械設備など)ではなく人である、という認識に変わってきていることがあります。いかに、能力のある人を活かすことができるか、そういう方に気持ちよく働いてもらえるか、ということが大事になってきているのではないのでしょうか。有能な研究者やクリエイターが企業とタイアップしやすくなります。また、企業もこの事業に対しては、いくら投資する、というのが明確になりますから、新規事業がやりやすくなると思います。ただ、注意するのは、出資者の方で**税務上損金に落とせるのは、出資した金額まで**、ということです。出資プラス借入金で事業を大きくして、損をたくさん出しても、出資した金額までしか、損金に落とせないということです。ただ、法人の場合には繰り越していくことはできますけどね。

ということでLLP、御社の事業ではどういうことで使えそうですか？せつかくできた法律ですから、何か使って効果のあることはないか、是非知恵を絞って考えてみてください。今、会社法セミナーの準備でいろいろ研究していますので、ご相談があれば是非、お気軽にどうぞ！ また、9/1に私がやる「**新・会社法のセミナー**」まだ、若干の余裕がありますので、よろしかったお申し込みください。

■お金の持ち方を見直す

唐突ですが、自分のお金を今、どのような考え方、基準で管理・運用していますか...？あまり考えていないという方が多いと思います。まさか、すべて普通預金で、ということはないですよ？これだけの低金利、ペイオフも解禁され、また様々な投資対象がある中、普通預金・銀行預金がすべてということでは、あまりにも時代にマッチしていないと思います。ここ数年で、お金の持ち方については、ずい分バリエーションが出てきたように感じています。預金の安全神

話・・・(預金だけが安全、他のものは全て危険)も崩れてきています。預金にこだわらず、様々なお金の持ち方を考えてみる必要があるのではないのでしょうか。

そこでまずは、**預金の預入れ水準の見直し**を行なってみてください。どの位預金で持つておくべきか、ということです。そもそも、預金の本来の役割は、各人・各家庭にとって必要な流動性資金を確保しておく、ということです。そのためには、元利払いが確実なものであること、いつでも引き出せること、が重要なのは言うまでもありません。

では、その必要な資金というのは、どの位あればよいのでしょうか？そのためには、流動性資金の用途を考えてみる必要があります。この用途には大きく分けて次の3つがあると思います。

- ① 生活費やローン返済など毎月出費するもの
- ② いざという時のための①資金
- ③ 近い将来臨時出費が予定されているもの

毎月の固定出費は、まず預金にしておかないといけないですね。それと、いざという時の資金。このいざという時とは、怪我や病気で長期間療養して収入がなくなる場合、それと事業がうまくいかなかったり、失業したりして収入がなくなる場合です。これらの場合でも①の固定出費はかかりますから、この分は流動性資金においておく必要があります。

目安としては、①②で、固定支出の6ヶ月分位は欲しいですね。6ヶ月あればほぼ療養も終わるでしょうし、次の仕事も見つけることができるのではないのでしょうか。もちろん、医療保険や雇用保険でカバーされる部分もあると思います。

そして③の近い将来とは、大体5年位先までに予想される臨時的な資金です。子供の入学資金やリフォーム、車の買換えなどを近い将来にやる予定であれば、その資金は確保しておく必要があるでしょう。

これら3つの資金がいくらかを、まずは計算してみてください。その上で、それを上回る預金があれば、それは「**過剰流動性**」ということになります。

たとえば、毎月の固定出費が50万円であれば、この6ヶ月分で300万円、5年内の臨時出費が400万円見込まれれば、合計700万円が預金としておいておくべき流動性資金、ということになります。もしこの時に1,500万円の預金があれば、800万円は過剰流動性として預金に眠っているわけです。

この800万円を預金に置いておくのは、正直もったいないし、預金はそういう資金を置いておく性格のものではないのです。では、何に運用するか？これはもう人それぞれですね。好き嫌いもあると思います。株式、債券、投資信託、リート、外債、金、不動産そして事業資金、などなどです。

ただ、ローンがある場合は、繰上げ返済は考えても良いかも知れません。ただ、ローンの金利が低いのであればそのままにして、運用で利益を上げていたほうが良いのでは、と私は思います。特にローン控除による所得税の還付を受けている方は、控除が1%ありますからね。1%低い金利で借りているのと同じです。

必要な流動性資金を計算し、そこから過剰流動性を把握すること。この作業が、皆様の将来設計においてとても大事なことだと思います。そして、この過剰流動性の運用、これは楽しみも半分まじえてやられるといいですね。その辺のアドバイス、お手伝いなども当社で最近始めております。(当社のお奨めは長期世界分散投資・・・別紙にて)

ところで、「計算したら過剰流動性が、マイナスになってしまった...」という方、是非、次の話を参考にしてください。

■本多式1 / 4貯金法

本多静六さんという方は、伝説の億万長者とされている方で、独自の蓄財投資法と生活哲学を実践して、莫大な財産を築き上げました。その蓄財法

が書かれている本が新装版で復活したのが次の本です。



「私の財産告白」

著者：本多 静六

出版社：実業之日本社

価格：1,000円(+税)

初版：2005/7/20

(原版：1950/11)

この本で書かれていることは、非常に当たり前のことです。特に新しい知識があるわけではありません。ただ、なかなかできることではないし、そもそもやろうと思わない方も多いでしょう。

本多氏の言う蓄財法とは、次のように単純です。

「あらゆる通常収入は、それが入ったとき天引き四分の一を貯金してしまう。さらに臨時収入は全部貯金して、通常収入増加の基に繰り込む。」

貯金の問題は、要するに方法の如何ではなく、実行の如何であると説いています。ほんの1回、最初の出発において、四分の一の生活の切り下げを断行すればよい、ということです。これを25歳から徹底してやり、さらに貯めたお金で鉄道株や優良な山林などを購入したため、もの凄い財産を築くことになりました。しかも、大学教授の給料が基ですから、誰でもこれをやれば財産を築くことは可能なのです。

皆さん、いかがですか？「分かるけど...」という感じかも知れませんね。でも、将来に備えそれなりの財産を築いていこうと思ったら、最も効果的なのは、この「**天引き**」です。収入があった時に容赦なく一定額を引いてしまう、これをやらない限りお金はな

かなか貯まるものではありません。私なんかもあれば安心して使ってしまう方なので、天引きは必須アイテムです。私の場合は、25%もとてもいきませんが、10%位は自動引落で、先ほどの長期世界分散投資にお金を振り向けています。3年位続けてきましたので、それなりの額になってきました。もっと早くからやればよかったと思っているくらいです。「お金が余ったら、余裕資金から積み立てしよう」なんて考えていたら、絶対お金は貯まらないと思います。まあ、人によってはそれでもできるのでしょうか。私はだめですね。話は脱線しましたが、本多静六的な生き方は、参考にはなると思います。1/4を貯めるのにどんな生活をしたのか、貯めたお金のさらなる増やし方は、そして最後にその莫大なお金はどう使ったのか、興味のある方は是非読んでみてください。

最後に、これは何かで読んだのですが、収入の10%は必ず貯蓄に回すこと、というのがありました。1/4は無理でも、10%ならできると思います。やっていない方は、「**最低 10%の天引き積立て**」これだけはやった方がいいですよ！

■オーナー企業の出口は4つだけ

9/14に、別紙のとおり「中小企業のM&Aセミナー」をやります。その前宣伝を少しお話しします。

実は、オーナー企業の出口戦略というのは4つしかないんですね。その4つとは次のものです。

- ① 事業承継
- ② 上場
- ③ 廃業
- ④ M&A

オーナー社長の多くが望むのは、やはり事業承継でしょうね。息子や娘あるいは娘婿が事業を継いでくれるのが一番いいですよ。しかも、彼らがそれなり

の能力を持っていて、自分達とはまた違った観点で会社を伸ばしてくれる。そんな事業承継ができればベストです。ただ、後継者がいないとか、いても継ぐ意思がない、能力がない、となるととたんに困ってしまいます。社員の中の優秀な者に継がせればいい、という意見もあるでしょうが、この時にネックになるのが株式の買取りの問題です。利益を上げいい会社になっていれば、非上場の場合は株価がもの凄く高くなる可能性があります。社員としてやってきたのであれば、それ程多くのお金を持っていることはないでしょうから、買取りは容易ではありません。また、上場するのは、1つの解決策になりますが、これとて簡単にできるものではありません。後継者もない、株を買い取れる社員、経営をできる社員もない、上場もできない、となると、会社は自分の代でやめるしかないか、というのが今までの多くのパターンでした。ところが、最近ではもう1つの選択肢であるM&Aというのが、かなり浸透してきました。今年は、ホリエモンがM&Aを世の中に広めてくれましたが、中小企業のM&Aに特化して、もう10数年も前からそのお手伝いをしている会社があります。それが、今回講師をやっていただけの「日本M&Aセンター」です。当社の顧問先他にも役に立つこともあるだろうと思い、数ヶ月前から同社と提携し「東京メトロポリタンM&Aセンター」というものを作りました。今回はその報告も兼ねてセミナーを行ないます。是非、売りでも買いでも興味のある方は、ご参加ください。

最後までお読みいただき、ありがとうございます。

●ご意見、ご感想、ご質問は、下記まで。

東京メトロポリタン税理士法人 <http://www.tm-tax.com>

株式会社クイック経理 <http://www.quick-a.co.jp>

発行人：代表/税理士 北岡修一 kitaoka@tmcg.co.jp

〒163-1304 新宿アイランドタワー4F 私書箱1653

TEL: 03-3345-8991 FAX: 03-3345-8992